

札幌自治第 7154 号  
令和 2 年 (2020 年) 12 月 10 日

NPO 法人オアシス HOKKAIDO  
中尾 信哉 様

札幌市長 秋元 克広



特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定に基づく報告徴収について

貴法人が運営する事業所「オアシス札幌」が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定の全部効力停止 6 か月という行政処分が行われたことを受け、貴法人の運営状況等の適格性を判断することを目的として、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 41 条第 1 項に基づき、当該行政処分に関する報告（以下「初回報告」という。）を令和 2 年 5 月 8 日付で徴収いたしました。

また、初回報告において回答が不足している部分があるなど適切に報告がなされているとは言えない点があったことから、新たに法第 41 条第 1 項に基づく報告（以下「2 回目報告」という。）を令和 2 年 6 月 26 日付で徴収いたしました。

初回報告及び 2 回目報告の内容を精査したところ、報告を求めた事項に対する回答が不足している部分があるなど適切に報告がなされているとは言えず、また、法及び貴法人の定款に違反している疑いが認められました。

このことについて、第 41 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めますので、書面で回答してください。

なお、この報告の回答期限を経過しても回答をしない場合又は虚偽の回答をした場合は、法第 80 条第 1 項第 5 号の規定により、理事、監事は 20 万円以下の過料に処されることがあります。

記

1 報告を求める事項

(1) 法令遵守のために必要な法人運営上の改善点及び改善実行計画

2 回目報告において、「法令遵守のために必要な法人運営上の改善点及び改善実行計画」の報告を求めたところ、貴法人より問題点について「法人内において法令遵守に業務を行う体制の不整備や十分なチェック機能がなされていなかったことが大きな問題」との報告がありましたが、改善点は「今後は新理事長のもとに法令を遵守した法人運営を行い、就労施設に向けての委託業務の紹介や就労機会の創出・紹介などのアプローチにより、障害者の就労ニーズに寄与していきたい」との回答でした。

貴法人の改善点及び改善実行計画に係る報告は、今後どのような事業を行うかについて述べているに過ぎず、「新理事長のもとに法令を遵守した法人運営を行う」ための具体的な改善点及び改善実行計画は示されておりません。

そのため、あらためて「法令を遵守した業務体制の整備」や「十分なチェック機能」を行うための具体的な計画について報告を求めます。

また、貴法人の定款（以下「定款」という。）第 22 条第 9 号においては、総会の権能として、「事務局の組織及び運営」について議決すると規定されております。

貴法人からは、令和 2 年 10 月 30 日付で令和元年度の事業報告書等（以下「当該事業報告書等」という。）が提出されましたが、貴法人の定款第 22 条第 5 号においては、事業報告及びかつ活動決算は総会の議決を得る事項として規定されていることから、事業報告書の提出に際して総会が開催されたものと思慮されます。

つきましては、総会において「法令遵守のために必要な法人運営上の改善点及び改善実行計画」についての議決の有無、議決されていた場合その内容についての報告してください。

## (2) 役員解任に係る考え方

2回目報告において、貴法人より障害者総合支援法に基づく行政処分を受けるに至った経緯につきましては「平成30年3月から令和元年5月までの期間において、前理事長が利用者1名について事業所を利用していないにも関わらず、訓練等給付費を請求していたため」、また、行政処分を受ける理由となった事案に対する法人運営上の問題点につきましては「当該時期において請求業務を行った前理事長の虚偽意識の欠落に起因する」との報告がありました。

前理事長である山浦朗彦氏（以下「山浦氏」という。）につきましては、当該事業報告書等の添付書類によると、令和2年7月30日時点で理事の任についており、山浦氏に係る役員変更届の提出もされていないことから、現在も当該法人の理事であると推察されます。

定款第17条では、役員解任について「職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき」は総会の議決により、これを解任することができるかと規定されております。

つきましては、行政処分を受けるに至った山浦氏の役員解任に係る貴法人の考え方及び本件について貴法人の総会において議案となったかについて報告してください。

## (3) 理事会に係る書類の提出

初回報告において提出された令和2年4月25日開催の当該法人の理事会の議事録につきまして、所轄庁に監事として届出が出されている吉沢香織（吉澤かおり）氏の役職名が理事となっていたことから、2回目報告において事実関係を確認したところ、「監事を理事と勘違いしていたことによる書類作成上の間違い」との報告がありました。

当該事業報告書に添付されていた年間役員名簿によりますと、吉澤氏は監事であることとなりますが、その場合、「議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない」と規定されている定款第37条第2項に違反していることとなります。

更に、議事録には吉澤氏以外の押印が存在しないため、理事が出席しているとは判断できず令和2年4月25日開催の会合自体が理事会の要件を満たしていない疑いがあります。

そのため、当該理事会の開催に係る定款第33条第3項で規定されている理事会の招集通知の写しを提出してください。

また、理事会の出席者及び書面表決によるみなし出席者の名簿を提出してください。なお、みなし出席者については、あらかじめ通知された事項について表決したことを証する書面の写し又はメールを印刷した書類を添付してください。

## (4) 総会に係る書類の提出

報告を求める事項(1)及び(2)については、総会での議決に係る報告を求めていることから、総会が適正な方法で開催されているかを把握する必要があります。

つきましては、令和2年度中に開催された通常総会及び臨時総会の開催に係る定款第24条第3項で規定されている総会の招集通知、議案書、議事録の写しを提出してください。

また、出席者、書面表決によるみなし出席者及び他の正会員を代理人として表決を委任した表決委任者の名簿を提出してください。なお、みなし出席者につきましては、あらかじめ通知された事項について表決したことを証する書面の写し又はメールを印刷した書類を、表決委任者にあつては委任したことを証する書面の写しを添付してください。

## 2 報告の回答期限

令和2年（2020年）12月25日（金）17時00分

## 3 報告の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市市民文化局市民活動促進担当課NPO法人担当係

（担当：石橋・土田、TEL：011-211-2964 FAX 011-218-5156）